

～ 犬・猫の飼い主の皆さまへ ～

市には、ふん尿の放置、放し飼い（ノーリード）、犬の鳴き声など飼い方に関する苦情が多く寄せられています。鳴き声やにおいなど、飼い主には日常であっても、周囲に対して迷惑になっていることがあります。周囲の人に迷惑がからないように、もう一度ペットの飼い方を見つめ直し、みんなが気持ちよく暮らせるまちにしましょう。

犬の飼い方マナー



★ ふん尿の始末はきちんとしましょう！

一部の無責任な飼い主によって、犬のふん尿の放置に困っているなどの苦情が多く寄せられています。飼い犬のふん尿を適正に処理することは飼い主の義務です。ふん尿は悪臭や汚れが残らないように適正に処理をしてください。また、住宅密集地では自宅で排泄を済ませてから散歩に出かけるなど、周囲に対する配慮も必要です。

★ 散歩のときはリード（引き綱）につけましょう！

散歩中や外出先で、飼い犬が他人に危害を加える事故の防止や、犬が交通事故にあうなどのアクシデントを防ぐため、道路や公園など公共の場所では必ずリード（引き綱）をつけましょう。

また、リード（引き綱）は飼い主がコントロールできる長さとし、散歩には犬をコントロールできる人がつれていくことや、呼び戻しができるようにしつけをしておくことも重要です。

※公共の場所で放し飼いをするのは兵庫県の「動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。

★ 吠えすぎて近所迷惑にならないように配慮しましょう！

飼い主が気にならない鳴き声でも、ご近所が迷惑している場合があります。

飼い犬が吠えるのには様々な理由があります。近所迷惑になるほど吠える場合は、まず犬を屋内に入れる等して鳴き声が近所に響かないように配慮した上で、犬の鳴いている理由「寂しがって吠える」「ご飯や散歩の時間になると吠える」「人が通るたびに吠える」などを探し、対策を行いましょう。

裏面もご覧ください

平成30年9月

弥生が丘自治会・生活環境部
三田市・環境衛生課

猫の飼い方マナー

猫は、犬と異なり自由に動き回れる環境で飼われることが多いですが、それゆえに周囲の迷惑となる場合がありますので、下記の事項を参考にして適切な飼い方に努めましょう。



★ 室内で飼いましょう！

猫は、本来広範囲を動き回る動物ではありません。屋外では、交通事故や猫同士の喧嘩によるケガ、病気の感染などたくさんの危険が待ち受けています。また、近隣にふん尿等で迷惑をかけたり、不必要な繁殖など、トラブルになることもあります。猫は室内で飼育しましょう。

★ 名札をつけましょう！

首輪に飼い主の連絡先を表示し、迷い子にならないようにしましょう。

★ 避妊・去勢手術をしましょう！

避妊・去勢手術は、繁殖制限だけではなく、性ホルモンに起因する病気の予防などのメリットがあります。手術を受けることをおすすめします。

★ 最後まで責任をもって飼いましょう！

一生涯飼い続けるのは飼い主の責任です。最後まで愛情を持って飼いましょう。

野良猫に餌を与えている方へ



猫にエサをあげたいという気持ちはとても優しい気持ちです。しかし、『猫が可愛いから』『空腹でかわいそう』という安易な気持ちで野良猫にエサを与えることにより、猫が繁殖し不幸な猫を増やす結果となってしまいます。また、近隣にふん尿等で迷惑をかけてしまいます。

- ・餌を与える場所・時間を決めるなど適切な管理をしましょう(置き餌はしないでください)
- ・えさ場の清掃をしましょう
- ・トイレ等を設置し、ふん尿の始末をしましょう

問い合わせ先: 三田市環境衛生課(電話:559-5064 ファクス:562-3555)